

令和8年6月

お客さま各位

西兵庫信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの実施について

平素は、当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

令和3年6月に閣議決定された「成長戦略計画」に基づき、政府・産業界・金融界では「2026年（令和8年）度末までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化」に向けて取組みを進めており、当金庫においても手形・小切手の取り扱い方針を公表しています。この度は、下記の追加対応を実施させていただきますので、お知らせいたします。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

（1）手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限：2026（令和8年）年9月30日（水）

2026年（令和8年）10月1日（木）以降に振り出された手形・小切手は、当座預金からお支払いできません。

※お客様ご自身の当座預金からの現金お引き出しや振替のために振り出される場合は、振出期限設定の対象外とさせていただきます。

（2）他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付の終了

受付終了日：2026（令和8年）年9月30日（水）

2026年（令和8年）10月1日（木）以降、西兵庫信用金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金受付を、上記日付をもって終了します。手形や小切手を受け取られた場合は振出人等に決済方法の変更をご相談ください。

（3）自己宛小切手の発行終了

発行終了日：2026（令和8年）年9月30日（水）

自己宛小切手の発行は、上記日付をもって終了します。

2. 代替サービスのご案内

当金庫では、手形・小切手に代わる決済方法として「電子記録債権（でんさい）」または「インターネットバンキング」を推奨しています。

3. 既に公表している取り組み

対応	実施日
2027年（令和9年）4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付の終了	2025年2月28日（金）
出金票（払戻請求書）による払戻しの取扱い開始	2025年4月1日（火）
当座勘定規定（一般当座口）の改定	2025年4月1日（火）
当座預金の新規開設の停止（「でんさい」の決済口座利用を除く）	2025年10月1日（水）
マル専手形の発行停止	2025年10月1日（水）
約束手形・小切手帳の発行受付を停止	2026年4月1日（水）

※ 次ページの一覧表をご参照ください。

以上

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応状況について

2027年3月31日手形・小切手の交換終了

対象	手続	2026年										2027年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
振出人	振出	2026年9月30日まで振出可能							振出不可								
		最終振出期限日2026年9月30日まで							2026年10月1日以降の振出はできません なお、お客様ご自身の現金出金、税金のお支払い等は、小切手でのお支払いが可能です。								
	発行	手形帳・小切手帳 発行不可 2026年3月31日をもって終了															
	出金	払戻請求書による当座預金からの出金が可能															
		2025年4月1日より払戻請求書による出金取引の取扱いを開始															
受取人	入金	支払地 当金庫	入金可能					入金可能					入金不可				
								※ただし、振出日が2026年9月30日までに限る									
	入金	支払地 他行	入金可能					入金不可									
			振出日が2026年9月30日まで														
	取立	支払地 当金庫	受付可能					受付可能					受付不可				
			※ただし、支払期日が2027年3月31日までに限る					※ただし、振出日が2026年9月30日まで且つ支払期日が2027年3月31日までに限る									
	支払地 他行	受付可能												受付不可			
		※ただし、支払期日が2027年3月31日まで且つ振出日が支払銀行の設定している振出期限内である手形に限る															